

## 研究不正防止のための基本方針

### 1. 機関内の責任体系の明確化

- ア. 機関全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、理事長が当たるものとする。
- イ. 最高管理責任者は公的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者「統括管理責任者」を兼ねる。コンプライアンス推進責任者は事務局長とする。
- ウ. 最高管理責任者である理事長はコンプライアンス推進責任者である事務局長が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ア. ルールの明確化・統一化
  - a. すべての研究者および職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
  - b. 機関としてルールの統一を図る。また、ルールの全体像を体系化し、すべての研究者および職員に分かりやすい形で周知する。
  - c. 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口（事務局とする）を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。
- イ. 職務権限の明確化
  - a. 公的研究費等の事務処理に関する研究者と職員の権限と責任を明確に定めて共有する。
  - b. 業務分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
  - c. 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
  - d. 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。
- ウ. 関係者の意識向上
  - a. 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという認識を研究者に浸透させる。
  - b. 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を持たせる。
  - c. 研究者および職員の行動規範を策定する。

エ. 調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化

- a. 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。
- b. 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- c. 懲戒の種類およびその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。

オ. 研究者・職員等は、他の機関での受講も含め、研究倫理教育を受講しなければならない。また、財団は定期的に研究倫理教育を実施する。

3. 不正を発生させる要因の把握

ア. 不正を発生させる要因の把握

不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、状況を体系的に整理し評価する。

イ. 不正防止の推進

- a. 研究機関全体の観点から不正防止を推進する組織（コンプライアンス委員会とする）を置く。
- b. 最高管理責任者が率先して対応することを財団内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の実施状況の進捗管理に努めるものとする。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

ア. 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

イ. 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。

ウ. 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。

エ. 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。

オ. 納品検収および非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理を充分に実行する。

カ. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。

キ. 研究者の出張計画の状況等を事務で把握できる体制とする。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

ア. 公的研究費等の使用に関するルール等について、財団内外からの相談を受けつける窓口（事

務局とする)を設置する。

イ. 内外からの通報(告発)の窓口(事務局とする)を設置する。

ウ. 不正に係る情報が、最高管理責任者である理事長に適切に伝わる体制を構築する。

エ. 研究者および職員が当財団の定めている公的研究費等のルールをどの程度理解しているかを  
確認する。

オ. 公的研究費等の不正への取り組みに関する財団の方針・計画および意思決定手続きを外部に  
公表する。

## 6. モニタリング

ア. 公的研究費等の適正な管理のため、財団全体の視点からモニタリングおよび監査制度を整備  
する。

イ. 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備  
の検証も行う。

ウ. 内部監査部門は各部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

エ. 内部監査部門と監事および会計監査人との連携を強化する。

本方針の改廃は理事長の決裁にて行う。

以上